

遠竹学童クラブ 重要事項説明書

〈令和 7 年 4 月 1 日現在〉

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 遠竹保育園
事業者の所在地	長崎県諫早市小長井町遠竹 5 8 6 番地 2
事業者の連絡先	TEL 0 9 5 7 — 3 4 — 2 1 4 3
代表者氏名	理事長 宮 崎 武 彦

(2) 施設の概要

種別	放課後児童健全育成事業
名称	遠竹学童クラブ
所在地	長崎県諫早市小長井町遠竹 5 8 6 番地 2
連絡先	(施設の電話番号) 0 9 5 7 — 3 4 — 2 1 4 3 (施設の F A X 番号) 0 9 5 7 — 3 4 — 2 1 7 0
施設長氏名	施設長 山 口 修
開設年月日	(平成 2 9 年 4 月 1 日)
利用定員	8 人
当園の基本理念・方針	(目的・理念) 小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに代わり子どもたちを受容し、子どもの危険防止を図るとともに、子どもを健全に育成することを目的とする。 (方針) 1 子どもの自主的活動を尊重し、遊びを通して豊かな感性と生きる力を育てる。 2 自主的学習活動ができるように配慮し、学習の習慣を身につける。 3 基本的生活習慣を図るとともに、道徳心をたかめ社会性を育成する。

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1,708 m ²
	園庭	1,000 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造スレート葺
	延べ	400.84 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	① ぼたん組：2歳児、すみれ組：1歳児、ひよこ組：0歳児
保育室	3 室	②③ さくら組：5歳児、ゆり組：4歳児、ばら組：3歳児 ④ 衣装・道具室
舞 台	1 室	
沐浴室	1 室	
調理室	1 室	
事務室	1 室	
休憩室	1 室	
乳児室 2	1 室	学童クラブ利用

(5) 職員体制（令和7年4月1日現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1 人	1 人	人	
支援員	3 人		3 人	
補助員	1 人		1 人	
補助員（パート）	1 人		1 人	
計	6 人	1 人	7 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【開所日及び開所時間】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	小学校授業日	14時00分～18時00分
	小学校授業休業日	08時00分～18時00分
	土曜日	
	長期休暇（春・夏・冬休み）	
休業日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12月29日～1月3日） 盆休み（8月13日～8月16日）	

(7) 利用料等

通常利用者	基本料1人	月額8,000円	
	きょうだい2人目から	月額5,500円	
	長期休暇期間加算	日額200円	
長期休暇期間 のみの利用者		(夏季)	(冬・春季)
	基本料1人	月額5,000円	月額3,000円
	きょうだい2人目から	月額3,000円	月額2,000円
	長期休暇期間加算	日額500円	
	きょうだい2人目から	日額200円	
その他	おやつ代	月額300円 (請求しない場合もあり)	
	教材費	実費	
	行事等への参加費用	実費	

(8) 提供する支援の内容

1 安全指導
2 健康管理・衛生管理
3 遊びの指導

- 4 学び（学習）の機会の確保
- 5 生活指導（基本的生活習慣の習得の指導等）
- 6 保護者に対する子育て支援
- 7 その他放課後等における利用者の健全育成上必要な支援

（ 9 ） 年間行事予定

月	行事内容
4 月	歓迎会、保護者会
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	避難訓練
9 月	
1 0 月	ハロウィンパーティー
1 1 月	
1 2 月	クリスマス会
1 月	避難訓練
2 月	節分豆まき
3 月	お別れ会

（ 1 0 ） 利用に当たっての留意事項

- 1 利用中に健康状態や心身の状況を把握し、病気や怪我などの場合は、速かに保護者に連絡をし、状況によっては、利用を中止する場合があること。
- 2 小学校の授業休業日に欠席をする場合には、前日もしくは当日午前 9 時までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 3 他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。
- 4 利用者数の著しい減少等により、運営に支障をきたす状況となった場合には、事業を休止する場合があること。

（１１）緊急時における対応方法

放課後児童健全育成事業利用の子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	諫早消防署 高来分署
所在地	諫早市高来町水ノ浦 3 6 7 番地 1 2
電話番号	0 9 5 7 - 3 2 - 2 1 9 9

【管轄する警察署】

警察署名	諫早警察署 小長井駐在所
所在地	諫早市小長井町小川原浦 4 6 8 - 1 0
電話番号	0 9 5 7 - 3 4 - 2 2 6 6

（１２）ＡＥＤ（自動体外除細動器）の設置

- ・ 保育園内にＡＥＤ（成人・小児用）を設置しています。
- ・ 心肺停止後に起こる心室細動を回復させるのにＡＥＤは非常に有効です。
- ・ 職員はＡＥＤの使用を含む小児ＣＰＲ（心肺蘇生）の訓練を受けています。

（１３）非常災害対策

防火管理者※	山 口 修
消防計画届出年月日※	令和 6 年 7 月 1 日
避難訓練	避難訓練を月 1 回、消防署立ち合いの消防訓練を年 1 回実施。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器の設置。
避難場所	遠竹保育園園庭
緊急時の連絡手段	電話、専用ＳＮＳでの情報提供

（１４）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	栗原 恵子	主任保育士
相談・苦情解決責任者	山口 修	園長（施設長）

第三者委員	福田 俊雄	電話 0957-27-6055
		民生委員
	土井 芳治	電話 0957-34-3206
		元自治会役員

【要望・苦情等への対応方法】

- ・ 要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
- ・ 要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

（１５）賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園総合保険
保険の内容	傷害保険、保育園賠償責任保険
保険金額	１事故につき最大１２０万円、対人賠償最大１０億円

（１６）個人情報の取り扱い

放課後児童健全育成事業の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

重要事項説明書に係る同意書

当施設における放課後児童健全育成事業の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者名 社会福祉法人 遠竹保育園

所在地 諫早市小長井町遠竹 5 8 6 番地 2

説明者職名 施設長 山 口 修

私は、重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

令和 年 月 日

住所

利用者名

保護者名

印又は署名

続柄

個人情報使用同意書

貴施設の利用に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 施設案内やホームページ、SNS等で写真・動画を掲載すること（個人が特定されることはありません。）
- 施設内の掲示板での保育の様子をドキュメンテーションやポートフォリオを活用した写真の掲示
- 小学校との円滑な連携が図れるよう、通学する小学校との間で情報を共有すること
- 他の施設への利用変更をする場合、その他兄弟が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

遠竹学童クラブ

施設長 山口 修 様

令和 年 月 日

住所

利用者名

保護者名

続柄

印又は署名